

2022（令和4）年6月6日

月形刑務所長

林 文 彦 殿

札幌弁護士会

会 長 佐 藤 昭 彦

同人権擁護委員会

委員長 難 波 徹 基

## 警 告 書

### 第1 警告の趣旨

貴刑務所は、申立人が使用を願い出た眼鏡について「受刑生活に悪影響を及ぼすおそれ」があるとしてその使用を不許可としつつ、代替の眼鏡を貸与せず、支給もしなかったが、当該措置は申立人の権利を侵害したものであるから、今後は被収容者の権利を十分に尊重し、同種事案を発生させることの無いようにするよう、警告する。

### 第2 警告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

## 調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

事件名 眼鏡の使用不許可に関する人権救済申立事件  
事件番号 2021-3号  
受付日 2021（令和3）年4月21日  
申立人 ●●●●●  
相手方 月形刑務所

### 警告の理由

#### 第1 認定した事実

申立人からの聴取及び当委員会からの札幌刑務所及び月形刑務所に対する各照会に対する各回答、眼鏡の検証等により認定した事実は下記のとおりである。

##### 1 申立人

(1) 申立人は、月形刑務所に収容されていた者である。申立人は、両目の視力が弱く、眼鏡がないと遠距離が殆ど見えず、手元の文字を読む際にも、顔を相当程度近づけなければ読むことができない。

そのため、申立人は眼鏡を1点所有していた（以下「本件眼鏡」という。添付写真）。

(2) 本件眼鏡は、2010（平成22）年頃に量販店で2万円程度で購入したものであり、レンズは無色で、フレームのふちは（黒褐色を基調とした）銀色、レンズの下側にふちが無い「ナイロールフレーム」という意匠のものであった。

(3) なお、申立人は2021（令和3）年1月頃までには月形刑務所を出所した。

## 2 札幌刑務所では自弁の本件眼鏡使用を許可されていた事実

(1) 申立人は、2020（令和2）年4月に道路交通法違反により札幌刑務所に入所していたが、申立人は自己の所有する眼鏡の使用を同刑務所に許可されていた。

(2) 月形刑務所は、申立人が札幌刑務所において本件眼鏡を使用していたことは承知していた。また、申立人が月形刑務所に入所する際、月形刑務所は、本件眼鏡に関し札幌刑務所で何らかの問題が発生した旨の報告等は受けていなかった。

## 3 月形刑務所が自弁の本件眼鏡使用を許可しなかった事実

(1) 2020（令和2）年1月16日、月形刑務所は、当会より、被収容者の日常生活に不可欠な眼鏡の使用を「華美である」という理由で不許可としたことが同被収容者の人権を侵害するとされ、同被収容者に眼鏡使用を許可するよう勧告されていた。

(2) 同年7月、申立人は身柄を月形刑務所に移されたところ、同刑務所の入所時の検査の際、所有物のうち本件眼鏡は預るとされ、その後も申立人は月形刑務所から理由を説明されることなく本件眼鏡の使用を許可されなかった。

(3) 本件眼鏡を不許可処分とされた当時、申立人は代替の眼鏡を利用できず、刑務作業やテレビの視聴に支障を生じたほか、日常生活において他の者にぶつかったり掃除を的確にできない、頭痛が酷くなる等生活全般に影響を受けた。

(4) なお、申立人によれば、被収容者の中には高価な数十万円もする眼鏡をかけている者もあり、看守長等の判断が恣意的と感じられたとのことであった。

## 第2 月形刑務所に対する照会及びその回答等

- 1 当会は、月形刑務所に対し、本件眼鏡の使用を不許可とした理由等について照会を行った。

これに対し、月形刑務所からは、2020（令和2）年11月27日、本件眼鏡を不許可とした理由は、「他の者が使用する眼鏡とは著しく異なる形状」であり、申立人に本件眼鏡を使用させた場合、「いかつい」雰囲気となり、周囲を威圧する印象を与え、同衆から畏敬あるいは、からかいの対象となり、けんかやいじめなどの規律違反行為を誘発するなど受刑生活に悪影響を及ぼすおそれが認められたためである旨の回答を得た。

- 2 当会が、札幌刑務所から申立人入所時に本件眼鏡使用を許可されていた事実を踏まえ、月形刑務所に対しその事実を認識していたか、本件眼鏡使用不許可の理由に形状以外の判断要素はあるか、判断要素を検討した内容等について照会を行った。

これに対し、月形刑務所からは、札幌刑務所において本件眼鏡を使用していたことは承知していた、問題発生への報告等は受けていない、形状以外の判断要素はない、判断要素（形状）の検討内容は、当所収容の被収容者が指定業者を通じて購入できる眼鏡と同品種の品質規格であることを基準として本件眼鏡の当所における使用に関して審査を行ったところその基準から逸脱していたから使用を認めなかったとした旨の回答を得た。

- 3 2021（令和3）年8月11日、申立人は札幌弁護士会に来館し当会人権擁護委員会は本件眼鏡を検証し写真を撮影した。

## 第3 当会の判断

- 1 「眼鏡を必要とする者が眼鏡を使用する権利」の人権性  
眼鏡は、心身の諸機能の中でも人の認知機能に直接影響する「視力」を補う

補正器具である。多数の者が長期間かつ長時間利用している、ありふれた補正器具であるが、これを必要とする者にとっては、十分な視力を有する者と同じように、文化的な生活を安全に送るために不可欠な重要な役割を果たすものである。

かかる意味で、眼鏡を必要とする者が眼鏡を使用する権利は、人格の維持、発展、陶冶に関わることとして憲法13条によって保障されるだけでなく、憲法25条の生存権にもその淵源があるといえる。

すなわち、眼鏡は個々人の視力の個別の状況（視力、乱視、弱視等）に応じて調製されているのが一般であるから、自らに適合した眼鏡を個々人が使用する要請は強い。眼鏡を必要とする視力であるのに眼鏡を使用できないということは、読解や視聴ができず文化的な生活を送れない、周囲を認識できず安全な生活を送れない、人格の維持、発展、陶冶が図れず衰退しかねないといった影響が生ずるおそれが考えられる。

## 2 本件眼鏡の使用制限の根拠

刑事収容施設法42条（補正器具等の自弁等）1項は、被収容者には眼鏡その他の補正器具については、「自弁のものを使用させるものとする」とする。

同条の趣旨は、眼鏡を必要とする者が眼鏡を使用する権利が憲法で保障されていることから、自弁物品自由使用を保障するものと解され、自弁の物品使用が不許可となるのは、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に限定される。

## 3 眼鏡の使用制限が具体的に許される場合

この点、眼鏡は、上記のとおり個々の被収容者の視力の個別の状況（視力、乱視、弱視等）に応じて調製されているのが一般であるから、自弁の物品を被収容者に使用させるべき要請は強い。

他方、眼鏡は、その性質上、これを刑務所からの逃走、あるいは他の被収容者への暴行といった用途に用いることはおよそ考え難い。

逐条解説刑事収容施設法第3版においても、42条1項1号の「眼鏡その他の補正器具」について自弁物品の使用を原則とする理由について、これらの補正器具は、『通常、刑事施設に収容される前から使用しているものがあり、釈放後にも使用する必要があるものであること、個々の被収容者用に調製されたものでなければならず、官給するのは大きな負担となること』という説明がなされている。

以上からすると、眼鏡について、刑事収容施設法42条1項柱書きが定める「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」が認められるようなケースは通常考え難いのであって、仮にそのようなケースがありうるとしても、それは、当該眼鏡の使用を許可することによって個別事情の下、「運営の支障の発生が具体的に予見される場合に限る」と解すべきである。

#### 4 刑事収容施設法42条2項（補正器具の貸与又は支給）適用の必要性

また、刑事収容施設法42条2項は、眼鏡その他の補正器具について、被収容者が自弁のものを使用することができない場合であって、（施設の長が）必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする、としている。

刑事収容施設法42条2項は、眼鏡を必要とする者が眼鏡を使用する権利を、（施設の長が）眼鏡を貸与又は支給するという方法で充足すべきことを規定するものといえる。

施設の長は、自ら被収容者の自弁の補正器具使用を不許可とした場合においては、補正器具自体の必要性は容易に推認されるから、「必要と認めるとき」に該当するものとして被収容者に補正器具を貸与し、又は支給すべきである。

#### 5 本件眼鏡の使用不許可に関する検討

(1) 不許可理由はいずれも「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当しないこと

月形刑務所が本件眼鏡の使用を不許可とした理由として挙げる理由は、いずれも「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」（刑事収容施設法42条1項柱書）には該当しない。

(2) 「他の者が使用する眼鏡とは著しく異なる形状」かの検討

月形刑務所が不許可理由とした、本件眼鏡が「他の者が使用する眼鏡とは著しく異なる形状」であるとする点は、比較対象となる「他の者が使用する眼鏡」の例が月形刑務所により示されているわけではない。

しかし、申立人が先に収容されていた札幌刑務所では本件眼鏡の使用が許可されており、それで問題は発生していなかったことを月形刑務所が認識していた事実に鑑みれば、多分に月形刑務所の主観的、恣意的判断と言わざるを得ない。

(3) 「受刑生活に悪影響を及ぼすおそれ」の有無の検討

「申立人に本件眼鏡を使用させた場合、周囲を威圧する印象を与え、同衆から畏敬あるいは、からかいの対象となり、けんかやいじめなどの規律違反行為を誘発するなど受刑生活に悪影響を及ぼすおそれ」の有無についても、申立人が先に収容されていた札幌刑務所では本件眼鏡の使用が許可され、問題は生じていなかったことを月形刑務所が認識していた事実に鑑みれば、月形刑務所の抽象的観念的な憶測にとどまるか、十分な説得力を持つものとはいえない。

(4) 刑事収容施設法42条1項1号に反する人権侵害

このように、先行の札幌刑務所で本件眼鏡の使用は許可されており、問題は発生していなかったことを月形刑務所が認識していた事実を踏まえると、本件の個別事情の下、申立人に本件眼鏡の使用を許可することによって、月形刑務所の「運営の支障の発生が具体的に予見される場合」であったと認めることはできない。

本件眼鏡の使用を許可したとしても、月形刑務所において刑事施設の規律

及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあるとは認められないから、月形刑務所による本件眼鏡の使用不許可の措置は、刑事収容施設法42条1項1号に反し、申立人の人権を侵害したものである。

(5) 刑事収容施設法42条2項に反する人権侵害

また、本件眼鏡の使用を許可されなかった当時、申立人は代替の眼鏡を利用できておらず、月形刑務所長は刑事収容施設法42条2項に従い申立人に対し自弁の眼鏡に代わる眼鏡を貸与することも、支給することも、いずれもしていない。

月形刑務所長が申立人に対し代替の眼鏡を貸与せず、支給もしなかったことは、刑事収容施設法42条2項に反し、申立人の人権を侵害したものである。

(6) 上記のとおり月形刑務所は、2020（令和2）年1月16日、当会より、被収容者の日常生活に不可欠な眼鏡の使用を「華美である」という理由で不許可としたことが同被収容者の人権を侵害するとされ、同被収容者に眼鏡使用を許可するよう勧告されていた。

本件は上記月形刑務所への勧告からわずか5か月後に、再び、同様に被収容者の自弁眼鏡使用を不許可としており、月形刑務所が同年1月の当会からの上記勧告を真摯に受け止めたかについて、疑問を抱かざるを得ない。

眼鏡を必要とする者が眼鏡を使用する権利は憲法上の人権であり、被収容者の自弁眼鏡使用について月形刑務所の対応の改善を期するためには、警告をもって臨む必要がある。

6 結語

以上のとおりであるから、「警告書 第1 警告の趣旨」記載の結論が相当であると判断するに至ったものである。

以上